

# 交通安全かわら版

令和7年1月  
茨城県警察本部交通総務課  
No. 5

～ペダル付き電動バイクの事故防止～



**ペダル付き電動バイク**は  
~~自転車~~です。



**一般原動機付自転車**又は**自動車**です!

## ペダル付き電動バイクとは

ペダル及びモーターを備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
- 駆動補助機付自転車(いわゆる電動アシスト自転車)のアシスト比率の基準を超えるものを指します。



モーターを用いず、**ペダルのみ**を用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール(無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等)が適用されます。

## 公道を走行するために必要なものは

一般原動機付自転車等を  
運転することができる運転免許証



ナンバープレートの取付け・表示



ブレーキランプ、ウインカー、  
バックミラー等の備付け



自動車損害賠償責任保険への加入



## 留意事項

- 走行する際は、**乗車用ヘルメットの着用**や**歩道を走行しない**など、車両に応じた交通ルールを必ず守りましょう。ルールの無視は罰則の対象です。
- ペダル付き電動バイクは店舗やインターネットでも購入できますが、**公道を走行できる装備が備わっているかよく確認**しましょう。